

答 申 第 1 号
平成30年8月7日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長
望月 良男 様

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会長 岡野充伸

保有個人情報の外部提供の禁止の例外について（答申）

平成30年6月25日付け和広第147号で諮問があった和歌山県後期高齢者医療広域連合の第三者行為求償登録者情報の介護保険者（市町村）への提供については、審議の結果、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第8条第2項に規定する公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、下記の意見を付して答申します。

記

【付帯意見】

- 1 個人情報の提供は、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で提供すること。
- 2 和歌山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）のシステム間の磁器媒体によるデータ連携では、外部への情報漏えいがないように、国保連合会の関係規定を遵守し、厳格に取り扱うよう求めること。
- 3 データ提供に際しては、データ連携専用回線を使用し、セキュリティーの確保を講じたうえで提供すること。
- 4 市町村に対し、関係規定に基づいた個人情報の厳格な取扱いと管理に万全を期するよう求めること。